

令和6年12月9日

国 税 庁

石川県七尾市及び羽咋郡志賀町に納税地がある法人の皆様への
申告のお知らせ等の発送再開に係るお知らせについて

この度の令和6年能登半島地震により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

本災害により、下表の石川県七尾市及び羽咋郡志賀町に納税地がある法人の皆様につきましては、令和6年1月1日から令和7年1月30日までに期限が到来する国税の申告・納付等の期限が、令和7年1月31日（金）となりました。

これに伴い、発送を見合わせておりました予定（中間）申告に係る申告のお知らせ等（予定（中間）申告に係る申告のお知らせ及び予定（中間）申告書）につきましては、既に申告がお済みの法人の皆様を除き、発送を再開させていただくこととなりましたのでお知らせいたします。

また、e-Taxで申告されている法人の皆様への「申告のお知らせ」につきましても、同様にメッセージボックスへの格納を再開させていただくこととなりましたので、お知らせいたします。

（注） 確定申告に係る申告のお知らせについては、令和6年4月以降、下表の地域に納税地のある皆様に対して、発送（メッセージボックスへの格納）を再開させていただいているところ、申告のお知らせに記載されている中間申告分の税額が空欄となっている場合には、実際に申告又は納付いただいた中間申告分の税額を合計して、確定申告書に記載いただくようお願いいたします。

なお、既に申告書等を提出されたにもかかわらず、申告のお知らせ等がお手元に届く等、行き違いがあった場合には、何卒御容赦いただきますようお願いいたします。

○石川県の一部の地域

都道府県名	地 域	（参考）管轄税務署
石 川 県	七尾市、羽咋郡志賀町	七尾署